

平成26年度 第4回庁議要旨

日時：平成26年5月19日（月）

午前9時00分～

会場：庁議室

[審議事項]

1 地方税法等の一部改正に伴う法人市民税の税率改正等について（財務部）

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生に向け、投資減税措置等や所得拡大促進税制の拡充に加え、復興特別法人税の1年前倒しでの廃止、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制上の措置を図るための地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、法人市民税の税率改正等に伴い、市税においても同様の措置を講じ適正公平な市税の課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

地方税法等の一部を改正する法律が公布・施行されることに伴い、石巻市市税条例の一部を改正するもの。

ア 法人市民税関係

法人税割の税率の改正について→法での税率変更▲2.6%

	改正前	改正後
税率	13.7%	11.1%

※税率は標準税率（改正前12.3%、改正後9.7%）に1.4%を加算した超過税率を適用。

イ 軽自動車税関係

車の種類		区分	現在の税額	改正後 H27.4.1 ～の税額	H27.4.1 登録の 新車～	重課税率 H28.4.1～ (13年経過 車両)
二輪	原付	50cc以下	1,000	2,000		
		50ccを超え90cc以下	1,200	2,000		
		90ccを超え125cc以下	1,600	2,400		
		ミニカー(50cc以下)	2,500	3,700		
	軽二輪	二輪(125ccを超え250cc以下)	2,400	3,600		
小型二輪	250ccを超えるもの	4,000	6,000			
四輪	乗用	営業用	5,500		6,900	8,200
		自家用	7,200		10,800	12,900
	貨物用	営業用	3,000		3,800	4,500
		自家用	4,000		5,000	6,000
		専ら雪上を走行するもの	2,400	削除		
三輪			3,100	3,900		4,600
小型特殊自動車	農耕作業用		1,600	2,400		
	その他のもの		4,700	5,900		

ウ 固定資産税関係

法律で定める範囲内で、地方団体が特例措置の内容を条例で定めることのできる、地域決定型地方税制特例措置を導入。

2 創業支援事業計画（案）について（産業部）

—継続審議—

[報告事項]

1 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等対象地域における被保険者等の国民健康保険税及び介護保険料の減免措置の延長について（健康部）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等対象地域における被保険者等の国民健康保険税及び介護保険料は、国の財政支援により平成25年度まで減免措置を行った。この財政支援が平成26年度まで延長されたため、国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長し、被災者の経済的負担の軽減を図るもの。

(1) 主な内容

区 分	減免期間	
	変更後	変更前
① 避難指示区域等及び上位所得者層を除く旧緊急時避難準備区域等の被保険者等	平成27年3月分まで	平成26年3月分まで
② 旧緊急時避難準備区域等の上位所得者層の被保険者	平成26年9月分まで	

(2) 適用年月日

平成26年4月1日

2 管理開始する復興住宅について（石巻市営住宅条例の一部改正）（建設部）

平成26年9月から管理開始予定の復興住宅について、市営住宅条例に名称及び位置を加えることにより、市営住宅として位置付けるもの。

(1) 主な内容

石巻市営住宅条例の一部改正する条例

ア 別表第1の1市営住宅に次の名称及び位置を加える。

（名称）石巻市営大須復興住宅 （位置）石巻市雄勝町大須字舘森

（名称）石巻市営桑浜復興住宅 （位置）石巻市雄勝町桑浜字桑浜

イ この条例による改正後の石巻市営住宅条例規定の石巻市営大須復興住宅及び石巻市営桑浜復興住宅への入居者の選考等の準備行為は、この条例の施行期日前であっても行うことができるものとする。

(2) 施行予定日

平成26年9月1日施行予定

3 石巻中央公民館耐震補強工事に伴う休館について（教育委員会）

昭和45年建設の石巻中央公民館は築44年となり、平成22年度実施の耐震診断の結果、市で定められている耐震基準を下回ったため耐震補強工事を予定していたが、震災後の復興計画等により保留されていた。本施設は、中心市街地で唯一、使用してきた社会教育施設であり、利用者も多く、早期の耐震補強工事により公民館施設の安全性を確保するため、耐震補強工事を実施し、この施行安全対策のため工事期間中の利用を休止するもの。

(1) 主な内容

耐震補強工事施工に伴い、安全対策のため工事期間中の施設利用を休止する。

ア 利用休止予定期間

平成26年9月1日～平成27年3月31日

イ 耐震補強工事概要

- ・鉄骨ブレース補強工事：1階北側3か所、1階南側2か所、2階南側
- ・RC柱巻立て補強工事：1階2か所、2階1か所

- ・増壁補強工事：2階3か所
- ・開口部閉塞補強工事：1階1か所、2階1か所

以上